

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一 印

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西安居地区（本堂集落・細坂集落・恐神集落・北堀集落・羽坂集落・安田集落・更毛集落・末集落・上一光集落・下一光集落・五太子集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

8 経営体数

法人	0経営体
個人	6経営体
認定農業者	1経営体
集落営農（任意組織）	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はあるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げ農作業の受委託や農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。
- ・圃場整備ごとに、後継者が機能する環境を整備していく。

(別紙)

- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少している。今後も継続していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・農業参入企業を受け入れに向けて、農地を集積し、保全していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。今後も継続していく。